

第7回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月22日（火） 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番 小 林 広美	金 田 正 岡 田 毅
2 番 大根田 源一	佐 藤 一典 荒 井 昭雄
3 番 酒 井 和夫	岩 崎 進 阿久津 正好
4 番 黒崎 浩	手塚 孝夫
5 番 黒崎 陽子	直 井 純一
6 番 綱川 祥史	小 林 康男
7 番 岩 村 隆	酒 井 紀之
8 番 小 林 芳晴	黒 崎 文雄
9 番 阿久津 信市	大 林 厚雄
10 番 小 林 峰子	鈴 木 省一
11 番 黒崎 俊行	菊 地 方敏

4. 欠席農業委員 0人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第34号 農地の転用許可申請に対する意見決定について

令和7年第7回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和7年第7回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、7番 岩村 隆委員、8番 小林 芳晴委員を指名したいと思いますので、よろしいですか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第34号	
議長	それでは、ただ今から、議案第34号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第34号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」 次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。 【議案第34号 農地の転用許可申請 5番、6番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区推進委員及び、担当地区委員の意見を求めます。 5番について東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼担当の菊地です。議案第34号の5番についてご説明申し上げます。付属資料の1ページから5ページをご覧くださいと思います。 譲受人の■さんは実家は■ですが、結婚し■のアパートで生活しています。アパートでは何かと手狭なため自己用の住宅の建築を計画し、まず実家周辺の親族が所有する土地を検討しましたが、いずれも農振農用地であって、転用可能な土地はありませんでした。そこで売買により土地を取得できることと、開発の許可が得られることを条件に土地を選定していたところを、申請地が最適と判断したということです。 農地の所有者である■さんは■在住で、今後も管理し続けることは困難なことから、売買に合意したものです。申請地は■、住所は■というところなんです、その中の三方を住宅地に囲まれた第2種農地であり、致し方ない案件だと思いますが、皆様の慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	3番 酒井 和夫委員、ほかに意見があればお願いします。
3番委員	はい、3番の酒井です。特段ありません。本当に周りが分譲地の中の画地というところなのでなら問題ないと思います。皆様の慎重なご審議よろしくお願いいたします。
議長	6番について祖母井地区 金田 正推進委員お願いします。
祖母井地区 推進委員	はい、祖母井地区 金田です。議案第34号6番についてご説明いたします。以前、農振除外で皆さんにも一度見ていただいていたんですが、資料8、9ページをお開きいただくとわかりやすいと思います。 8ページの方が全体図面になると思いますが、■の敷地内の従業員駐車場が足りないということで農振除外の申請がありまして、その近くの上、北方面になると思いますが、そこに■さんがお持ちの畑があったんですがお年にもなられまして、自宅から通って畑仕事をするのがだんだん苦になってきたということで■さんの方で従業員駐車場を探していたところ、ちょうど合意に至ったということでの案件でした。 9ページの方で詳しい図面がありますが、駐車場として14台ですか。13台が従業員駐車場、1台が営業車を置くということでの申請になっています。 この案件に関しましてはすでに農地法第5条の確認済、土地改良区とも確認済、開発許可申請も協議済みということでの申請が行われているようですので何ら問題ないと思います。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。以上です。

議長	1 番 小林 広美委員、ほかに意見があればお願いします。
1 番委員	はい、1 番小林です。金田推進委員の説明の通り、なんら問題ないと思いますが、皆様方の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 3 4 号について、許可相当との意見を付すことに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 3 4 号は許可相当との意見を付すことで決定いたしました。 これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、令和 7 年第 7 回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 (閉会午後 2 時 1 5 分)